



鳥取県公報

平成16年12月14日(火)
第7646号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	西伯郡、日野郡及び伯耆町の人口 (982) (市町村振興課) 1
	生活保護法による医療機関の指定 (983) (福祉保健課) 1
	生活保護法による診療所の廃止の届出 (984) (") 2
	生活保護法による介護機関の指定 (985) (") 2
	国土調査の成果の認証 (986) (耕地課) 2
	保安林の指定施業要件の変更予定 (987) (森林保全課) 3
	漁業を行う船舶の取締りに使用する船舶旗章 (988) (水産課) 3
	土地区画整理組合の事業計画の変更の認可 (989) (都市計画課) 4
選管告示	選挙管理委員会の招集 (81) 4
	不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一部改正 (82) 5
公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (森林保全課) ... 6
	鳥取県採石条例の規定に基づく認可状況の公表 (治山砂防課) 6
	鳥取県砂利採取条例の規定に基づく認可状況の公表 (") 7
調達公告	落札者の決定 (病院局総務課) 7
正 誤	平成16年12月10日付鳥取県公報第7645号中訂正 8

告 示

鳥取県告示第982号

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第176条第1項第1号及び第177条第1項第1号の規定による西伯郡、日野郡及び伯耆町の人口は、次のとおりである。

平成16年12月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

郡及び町の名称	人 口
西伯郡	56,486人
日野郡	15,133人
伯耆町	12,663人

鳥取県告示第983号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規

定により次のとおり告示する。

平成16年12月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
鳥取市佐治町国民健康保険診療所	鳥取市佐治町加瀬木2171 - 2	平成16年11月 1 日
はしぐちホームクリニック	鳥取市新103 - 10	平成16年11月15日
クリニックアゼリア	倉吉市山根43	平成16年12月 1 日

鳥取県告示第984号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成16年12月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
佐治村国民健康保険診療所	八頭郡佐治村大字加瀬木2171 - 2	平成16年10月31日

鳥取県告示第985号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成16年12月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
医療法人社団 内科小児科山 脇医院	鳥取市国府町奥 谷一丁目110	グループホームふたば	鳥取市国府町稲葉 丘三丁目303	痴呆対応型共 同生活介護	平成16年11月 26日

鳥取県告示第986号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成16年12月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
北 条 町	平成14年度から平成15年度まで	北条町（曲の一部）の地籍図及び地籍簿	東伯郡北条町曲の一部	平成16年12月14日
中 山 町	平成12年度から平成16年度まで	中山町（殿河内の一部）の地籍図及び地籍簿	西伯郡中山町殿河内の一部	〃
〃	平成14年度から平成16年度まで	中山町（羽田井及び束積の各一部）の地籍図及び地籍簿	西伯郡中山町羽田井及び束積の各一部	〃

鳥取県告示第987号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成16年12月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字岩屋堂字皆込山409の1、409の3から409の31まで、409の33から409の40まで、409の42から409の54まで、409の56から409の82まで、409の84から409の107まで、409の109から409の111まで、409の113から409の127まで、409の129から409の151まで、409の153から409の155まで、410、410の1から410の6まで、415、416、416の1

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

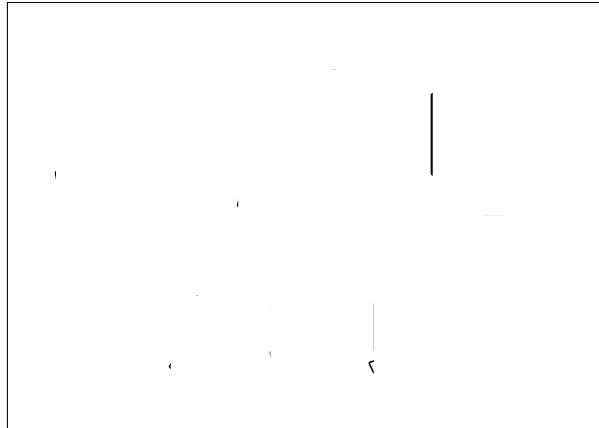
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第988号

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）、小型機船底びき網漁業取締規則（昭和27年農林省令第6号）及び鳥取県海面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第46号。以下「調整規則」という。）の規定に違反して法第66条第1項及び調整規則第8条各号に規定する漁業を行う船舶の取締りに使用する民間の漁船等の船舶に掲げる船舶旗章を、次のとおり定める。

平成16年12月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

**備考**

- 1 船舶旗章の大きさは、縦50センチメートル、横70センチメートルとする。
- 2 地色は赤、文字の部分は白抜きとする。

鳥取県告示第989号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、境港市境港西工業団地土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年12月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 事業施行期間

変更前 平成8年7月30日から平成17年3月31日まで

変更後 平成8年7月30日から平成22年3月31日まで

2 施行地区

変更なし

3 事務所の所在地

境港市上道町3000

4 設立認可の年月日

平成8年7月26日

5 事業年度

4月1日から翌年3月31日まで

6 公告の方法

事務所の掲示場及び施行地区に隣接する場所で理事長が指定する場所に掲示して行う。

7 変更認可の年月日

平成16年12月7日

選挙管理委員会告示

平成16年第16回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成16年12月14日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

- 1 日時 平成16年12月15日(水) 午後3時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁 選挙管理委員室
- 3 議題
 - (1) 平成16年度市町村選挙啓発担当者研修会の開催について
 - (2) その他

鳥取県選挙管理委員会告示第82号

昭和61年鳥取県選挙管理委員会告示第33号(不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について)の一部を次のように改正する。

平成16年12月14日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後		改正前	
1 病院		1 病院	
施設名	所在地	施設名	所在地
略		略	
独立行政法人国立病院 機構鳥取病院	鳥取市国府町新通り三丁 目301	独立行政法人国立病院 機構鳥取病院	岩美郡国府町新通り三丁 目301
老人保健施設ふたば	鳥取市国府町稲葉丘三丁 目303	老人保健施設ふたば	岩美郡国府町稲葉丘三丁 目303
略		略	
鳥取医療生協鹿野温泉 病院	鳥取市鹿野町今市242	鳥取医療生協鹿野温泉 病院	気高郡鹿野町大字今市 242
介護老人保健施設ル・ サンテリオン鹿野	鳥取市鹿野町今市80	介護老人保健施設ル・ サンテリオン鹿野	気高郡鹿野町大字今市80
略		略	
2 老人ホーム		2 老人ホーム	
施設名	所在地	施設名	所在地
略		略	
特別養護老人ホーム河 原あすなる	鳥取市河原町今在家842	特別養護老人ホーム河 原あすなる	八頭郡河原町大字今在家 842
略		略	
特別養護老人ホーム気	鳥取市気高町八幡268	特別養護老人ホーム気	気高郡気高町大字八幡字

高あすなる		高あすなる	新田南立268
略		略	
3及び4 略		3及び4 略	

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）岸本 祥樹の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成16年12月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更について
- 2 通知の要旨 森林所有者等の所有又は権利に係る鳥取市国府町雨滝字経ノ尾990、字小谷994、995、997、998、字長畑ヶ496の1、497、字八山964の8の土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成16年11月16日付鳥取県告示第889号）の内容
（告示の内容）
 - （1） 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
鳥取市国府町雨滝字経ノ尾990、字小谷994、995、997、998、字長畑ヶ496の1、497、字八山964の8
 - （2） 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - （3） 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - （ア） 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - （イ） 主伐として伐採をすることができる立木は、国府町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - （ウ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 通知の掲示場所 鳥取市役所
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成

15年鳥取県条例第72号) 第11条の規定により次のとおり公表する。

平成16年12月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

氏名 (名称及び 代表者の氏名)	住所 (主たる事 務所の所在地)	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及 び面積	採取をする岩石の 種類及び数量	認可の期間	
株式会社大協組 代表取締役 小山典久	米子市蚊屋235 - 2	日野郡溝口町谷川 字大谷988外18筆 (296,065平方メー トル)	せん緑岩 (1,041,562立方メー トル)	平成16年11月8日 から平成21年11月 7日まで	平成16年11月 8日

砂利採取法 (昭和43年法律第74号) 第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例 (平成15年鳥取県条例第73号) 第11条の規定により次のとおり公表する。

平成16年12月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

氏名 (名称及び 代表者の氏名)	住所 (主たる事 務所の所在地)	認可の内容			認可年月日
		砂利採取場の所在 地及び面積	採取をする砂利の 種類及び数量	認可の期間	
オグラ建設株式 会社 代表取締役 小椋阜士夫	東伯郡北条町江 北38	東伯郡北条町江北 字西高浜3271 - 1 (2,302平方メー トル)	砂 (1,343立方メー トル)	平成16年11月8日 から同年12月31日 まで	平成16年11月 8日
有限会社コウメ イ 代表取締役 岡村直美	鳥取市湖山町北 一丁目311	鳥取市賀露町西二 丁目2869外5筆 (4,193.82平方メー トル)	砂 (13,875.39立方 メートル)	平成16年11月17日 から平成17年11月 16日まで	平成16年11月 17日

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号) 第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年12月14日

鳥取県営病院事業管理者 三 原 基 之

- 1 調達物品の名称及び数量 マルチスライスCT撮影装置 一式
- 2 契約方式 一般競争入札
- 3 落札日 平成16年11月16日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社自治体病院共済会
東京都千代田区紀尾井町3 - 27
- 5 落札金額 48,804,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 入札公告日 平成16年10月5日
- 7 落札方式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県立中央病院事務局経営課
及び所在地 鳥取市江津730

正 誤

平成16年12月10日付鳥取県公報第7645号中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	行	誤	正
7	9	1,030点	1,080点